

上野みえこ

はじめに雇用問題、ケア労働者の処遇改善と学校現場の非正規雇用について伺います。

(1) 保育士・看護師・栄養士などは、免許資格職の中でも会計年度職員の場合、国家資格を持つ業種でありながら給与が低く設定されています。行政職員よりも低く設定されている保育士などのケア労働者を中心にした業務職の会計年度職員の処遇改善をすすめるべきではないでしょうか。

(2) 会計年度職員の圧倒的多数がパートタイムです。会計年度職員も、希望する職員はフルタイムにしていくべきではないでしょうか。

(3) 教育委員会における学期雇用の実態について、どういう職種に雇用されているか、この間どのように解消されてきたか、その考え方も含めてご説明ください。

(4) 教育委員会が、昨年6月・7月に学期雇用の学校事務補助・給食受入業務補助・学校図書館司書補助・給食調理補助へのアンケートを行いました。求める勤務条件について約半数の人が、「健康保険・厚生年金に加入したい」「収入を増やしたい」「年間の勤務日数を増やしてほしい」「1日の勤務時間を長くしてほしい」と回答しています。学期ごとに雇用を打ち切る就労形態は、雇用する側のご都合主義です。働く人の雇用を守る立場で、今後は希望する人へ通年雇用の道を開くべきではないでしょうか。

以上、市長ならびに教育長にお尋ね致します。

(答弁)

1点、市長に伺います。教育長答弁にありましたが、教育委員会の学期雇用問題では、市長も学校図書館の司書業務補助との意見交換をされたようです。現場の声を直接聞くのはとてもいいことだと思います。通年雇用を希望する声もあったとのことですが、市長には、司書業務補助の方々の声を聞かれての思いをお聞かせください。

(答弁)

・・・・・・・・・・

学期雇用は、子どもたちの就学形態に合わせて雇用を打ち切るという、雇用側の都合による最悪の雇用形態です。しかも、司書の場合は、子どもたちが学校にいる時間だけ働くような勤務形態です。本来、図書司書は、単なる貸し出しのための窓口業務ではありません。社会教育法に基づき施設として、図書館法に規定された、資料の収集・提供、教育の援助、膨大に集められた資料を活用し、利用者ニーズに幅広く・深く応えられる知の拠点としてレファレンス機能が十分に果たされることが重要です。現在雇用されている司書補助の半数以上が司書資格者であり、学校図書館がその果たすべき役割をさらに充実したものとする必要があります、学期雇用は業務に全くなじみません。司書補助は、位置づけも含めその処遇を抜本的に改善すべきです。人を育てる教育委員会が労働者使い捨てでいいのか、この点も指摘しておきます。司書補助はじめ教育委員会の学期雇用の改善を強く要望致します。

会計年度任用職員の処遇改善は今後見直しを行うとの答弁でしたが、国が公定価格や報酬で水準を決めている保育・介護・障害などのケア労働者の賃金は全産業より平均で「月5万円」低いとされています。保育では、昨年10月から公定価格に処遇改善等加算が上乘せされ、一定の改善が行われました。しかし、本市が定めている会計年度任用職員給料表一覧では、業務職の給料が行政職と比べて低く設定され、免許資格職の中でも同じ国家資格でありながら、保育士が栄養士と並んで最も低いのは、問題であり、人手不足解消の点からも、処遇改善は急がれる課題だと思います。

この間問題になってきたケア労働者の処遇改善に、市が積極的に取り組んでいただくよう強く要望致します。

続いて、**業務委託**です。

(1)数多くの業務委託がありますが、人件費が主な部分を占めていると思われる

る清掃などは、国土交通省の「建築保全業務積算基準」を参考に委託費³の積算が行われています。委託費のどの程度を直接働く人の人件費に想定しているのでしょうか。

(2) 清掃業務などは、多くの場合最低賃金ギリギリで働くような実態があると思われれます。市で清掃業務を会計年度職員として雇用するならば、市が作成している「会計年度任用職員給与一覧」の技能労務職Bの給与を支払うことになります。委託の場合もそれが保障されるよう、公契約条例を早期に策定して、対応すべきではないでしょうか。

(3) 本市の「会計年度任用職員給与一覧」で、会計年度任用職員の業務職は、一番給与の低いCが最低賃金レベル、清掃などのBで40円増くらいから始まる設定になっています。非正規雇用の広がり、日本賃金水準を低くしています。公が最低賃金レベルでは、非正規労働者の処遇改善はすすみません。委託積算の参考にされている「会計年度任用職員給与一覧」を見直し、抜本的な処遇改善を図っていくべきではないでしょうか。

市長ならびに総務局長に伺います。

(答弁)

清掃業務委託における人件費の割合は7割との想定だという答弁でした。これを踏まえて1点伺います。実際の市役所の清掃委託の契約額は、市役所本庁舎の地下1階から地上3階までが税込で月額86万円、4階から15階が月額108万円、議会棟が月額82万5千円です。実際に働いている人の人数・時間からすると、委託費の半分かそれ以下と思われる。このような実態を放置して、市長の公約の公契約条例がいつまでも調査段階でいいのでしょうか。

(答弁)

日々現場で働いている方々に、委託費の7割分の賃金が払われるよう、一刻も早く、公契約条例を制定していただくよう要望致します。

最後に、介護保険会計決算と第8期はつらつプランに関してお尋ねします。⁴

(1) 介護保険会計決算における2022年度の実質収支額は17億840万円と報告されています。第8期はつらつプランの最終年度となる2023年度末の実質収支額見通しは、どのようになりますか。

今年度末の介護給付費準備基金残高はいくらでしょうか。

(2) 第8期「第5章・介護給付等対象サービスの量の見込み及び保険料の設定」で、参考として「現時点において推計される第9期の保険料水準は、65歳以上一人当たり月額7,326円」との参考値が示されています。第8期計画の最終年度を迎えている今、第9期の保険料水準はいくらの見通しになっているでしょうか。

(3) 介護保険制度が始まって今年で24年目を迎えています。およそ4半世紀の事業を通して、保険料は2倍以上に上がりました。現在、第9期はつらつプランの策定委員会も開かれ、次期計画の策定がすすめられています。物価高騰が続き、高齢者の暮らしも大変です。次期計画の保険料については、繰越金や介護給付費準備基金を活用して抑えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

(4) 新型コロナウイルス減免が終了しました。しかし、止まらない物価高騰の中、年金生活の高齢者にとって、介護保険料は大きな負担です。コロナ減免に代わる物価高騰対策としての保険料の低所得者減免が実施できないでしょうか。市長ならびに健康福祉局長に伺います。

(市長)

介護保険制度開始より24年で2倍にも増えている保険料負担を考えれば、市長が答弁されたように、保険料は抑制されるべきです。

次期計画の策定中ということもあって、収支や保険料の見通しについては答弁がありませんが、2022年度末の介護保険会計の実質収支額・黒字17億840万円に加え、答弁された同じく2022年度末の介護給付費準備基金残高が80億5414万円あります。要介護認定者数は大幅に増えておらず、今年10月からの介護報酬改定を加味しても、2023年度末の実質

収支額は、積み立てた基金を呑み込むような大幅な赤字にはならないと思います⁵。その場合、今期末の80億円の基金を使い、現行水準か、それ以下、保険料の引下げを視野に入れた検討をしていただくようお願いしておきます。